

合併の方式

幕別町に忠類村を編入する編入合併とします。

合併の期日

平成18年2月6日とします。

新町の名称

幕別町とします。

新町の事務所の位置

現幕別町役場の位置とし、忠類村役場の現庁舎を総合支所とします。
 ※ 総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌します。

財産及び債務

忠類村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぎます。新町において設置する一般会計に属する基金は、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及びまちづくり基金(仮称)に整理統合します。

財産及び債務の状況

		幕別町		忠類村	
財産	債権	969,957 千円	債権	18,760 千円	
	基金等	3,621,015 千円	基金等	1,828,488 千円	
債務	地方債残高	34,150,436 千円	地方債残高	4,895,784 千円	
	債務負担行為	2,405,186 千円	債務負担行為	1,009,572 千円	

(平成15年度末現在)

議会議員・農業委員会委員・特別職

議会議員

忠類村の議会議員は、平成19年4月30日までの間、新町の議員として在任します。また、合併後最初の一般選挙においては、定数を20人とし、幕別町18人、忠類村2人を定数とする選挙区を設けます。

	幕別町	忠類村		新町（平成19年5月1日～）	
法定定数	26人	12人		26人	26人
条例定数	22人	10人		20人	20人
現議員数	22人	9人		幕別町18人 忠類村2人	
任期	H15.5.1～ H19.4.30	H13.9.10～ H17.9.9		H19.5.1～H23.4.30	H23.5.1～ H27.4.30

農業委員会委員

2つの農業委員会がそれぞれ存続し、平成20年7月に執行される選挙期日までを目途に1つの農業委員会となるよう調整します。なお、1つの農業委員会とする時には、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置し、その定数については、新町において調整します。

	幕別町	忠類村
選挙委員	13人	10人
選任委員	7人	4人
合計	20人	14人
任期	H14.7.20～H17.7.19	

特別職

1任期（4年間）に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置きます。

忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いは、2町村の長が別に協議して定めます。

その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等は、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時まで調整します。

住民自治充実

地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、新町の区域を分けた区域を単位とし、『地域住民会議（仮称）』を設置することができることとします。

行政区・町名

行政区・町内会

行政区の区域は、現行のとおりとし、忠類地域内の行政区の名称は、「忠類」を冠します。

	現 行
忠 類 村	栄町
	幸町
	本町
	〳
	豊成 晩成



	新町（合併時）
幕 別 町	忠類栄町
	忠類幸町
	忠類本町
	〳
	忠類豊成 忠類晩成

町・字の区域、名称

幕別町の町・字の区域及び名称は、現行のとおりですが、忠類村については字を削除し、名称は次のとおりとします。

	現 行	
忠 類 村	字忠類	○番地
	字元忠類	○番地
	字日和	○番地
	字西当	○番地
	字協徳	○番地
	字朝日	○番地
	字公親	○番地
	字共栄	○番地
	字東宝	○番地
	字幌内	○番地
	字明和	○番地
	字新生	○番地
	字中当	○番地
	字古里	○番地
	字晩成	○番地



	新町（合併時）	
幕 別 町	忠類栄町	○番地
	忠類幸町	○番地
	忠類本町	○番地
	忠類錦町	○番地
	忠類白銀町	○番地
	忠類幸町	100 + ○番地 (幸町区の18筆)
	忠類本町	○番地 (本町区の93筆)
	忠類元忠類	○番地
	忠類日和	○番地
	忠類西当	○番地
	忠類協徳	○番地
	忠類朝日	○番地
	忠類公親	○番地
	忠類共栄	○番地
	忠類東宝	○番地
	忠類幌内	○番地
忠類明和	○番地	
忠類新生	○番地	
忠類中当	○番地	
忠類古里	○番地	
忠類晩成	○番地	

地方税

2 町村の税制で、違いがないものは現行のとおり新町に引き継ぎますが、個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期並びに入湯税に違いがありますので、幕別町の例により、合併時に統合します。

個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期

税目	忠類村	新町（合併時）
個人町村民税	6月 1日～30日	6月 16日～30日
	8月 1日～31日	8月 16日～31日
固定資産税	9月 1日～30日	10月 16日～31日
	11月 1日～30日	12月 1日～25日
軽自動車税	5月 1日～31日	6月 16日～30日

入湯税

	忠類村	新町（合併時）
税率	一般入湯客 宿泊 150円 日帰り 70円	一般入湯客 宿泊 150円 日帰り 70円 修学旅行の学生生徒 宿泊 100円 日帰り 50円 湯治客 100円 (療養のため7日以上宿泊する者)
課税免除	①12歳未満の者 ②共同浴場または公衆浴場に入湯する者 ③村長が、特に必要と認めた者	①12歳未満の者 ②共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者 ③保健衛生上の見地から単に入湯する者 ④前各号に定める者のほか特別な事由があると認めた者

国民健康保険税

国民健康保険税

幕別町の税率を基準に、急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、平成23年度に統一します。

現行税率

	幕別町		忠類村	
	医療保険分	介護保険分	医療保険分	介護保険分
所得割	8.5%	0.40%	3.7%	0.37%
資産割	10.0%	4.0%	30.0%	3.0%
均等割	30,000円	5,500円	24,000円	5,800円
平等割	36,000円	3,500円	31,000円	4,900円

収入別試算モデル

(単位:円)

A 年金収入 200 万円			
2人世帯 主 66 歳、妻 63 歳 世帯主 年金 60 万円 固定資産税額 5 万円			
	医療保険分	介護保険分	合計
幕別町	75,900	4,500	80,400
忠類村	64,400	5,300	69,700
B 給与収入 300 万円			
4人世帯 主 35 歳、妻 33 歳、子供 8 歳、6 歳 世帯主 給与 192 万円 固定資産税額 0 万円			
	医療保険分	介護保険分	合計
幕別町	291,100	—	291,100
忠類村	185,800	—	185,800
C 事業所得 500 万円、給与収入 240 万円			
4人世帯 主 50 歳、妻 45 歳、子供 20 歳、17 歳 世帯主 事業 500 万円、妻 給与 150 万円 固定資産税額 25 万円			
	医療保険分	介護保険分	合計
幕別町	530,000	47,800	577,800
忠類村	418,000	45,600	463,600

※Aは、5割の軽減税率が適用されます。

Bは、世帯全員が40歳以下のため、介護保険分は賦課されません。

Cは、幕別町の医療保険分は、限度額を超えるため530,000円となります。

納期は、平成18年度から8期制とします。

幕別町	忠類村	新町(H18年度)
6月16日～30日	7月1日～31日	6月16日～30日
8月16日～31日	10月1日～31日	7月16日～31日
9月16日～30日	12月1日～25日	8月16日～31日
10月16日～31日		9月16日～30日
11月16日～30日		10月16日～31日
12月1日～25日		11月16日～30日
		12月1日～25日
		翌年1月16日～31日

水道

幕別町の上水道料金は、現行のとおりとします。忠類地域の簡易水道料金は、幕別町の簡易水道料金を基準に段階的に調整し、平成 22 年度に統一します。

一般用の簡易水道料金(14m³使用した場合)

幕別町	忠類村
3,255	1,970



(月額 単位:円)

新町 (H22 年度)
3,255

営農用の簡易水道料金(150m³使用した場合)

幕別町	忠類村
20,339	21,010



(月額 単位:円)

新町 (H20 年度)
20,339

忠類地域簡易水道料金の経過措置

合併時～H19 年度			営業用と 営農用を統一	H20 年度～H21 年度			H22 年度～	
用途	基本料金	超過料金		用途	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
一般用	1,130 (8m ³ まで)	140 (1m ³ 当たり)	一般用	399	157 (1m ³ 当たり)	399	399	204 (1m ³ 当たり)
営業用	3,090 (20m ³ まで)		営業 (農)用	399	204 (20m ³ まで)		399	204 (20m ³ まで)
団体用	2,880 (20m ³ まで)		122 (21m ³ から)		122 (21m ³ から)			
営農用	1,130 (8m ³ まで)		168 (1m ³ 当たり)	1,837	204 (1m ³ 当たり)			

下水道

下水道使用料は、平成 18 年度に統一します。

一般用の下水道料金(14m³使用した場合)

幕別町	忠類村
1,709	2,140



(月額 単位:円)

新町 (H18 年度)
1,960

忠類地域の個別排水処理施設使用料は、幕別町の例により段階的に調整し、平成 20 年度に統一します。

忠類地域の使用料の額の経過措置

	現行	経過措置 (月額 単位:円)		
		H18 年度	H19 年度	H20 年度～
5 人槽	2,560	2,600	2,600	2,600
7 人槽		2,900	3,200	3,200
10 人槽		3,100	3,700	4,200